

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№645
2024.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

えん罪・袴田事件再審無罪判決がついに確定	戸舘圭之
家事労働者過労死事件で逆転勝訴	指宿昭一
—国・渋谷労基署長 (山本サービス) 事件判決報告—	
上官によるパワハラ自死の責任を認める控訴審判決	板井俊介
—陸上自衛隊相浦駐屯地パワハラ自死事件—	
【議長トーク】『「虎に翼」を見終えて】	笹山尚人
長崎「被爆体験者」訴訟 原告を分断する判決	足立修一
大垣警察市民監視違憲訴訟一名古屋高裁勝訴判決のご報告	小林明人
アジア太平洋法律家連盟 (COLAP) 日本大会の成果とこれから	笹本 潤
新刊旧刊 木原育子 著『服罪—無期懲役判決を受けたある男の記録』	宮本 智

- えん罪・袴田事件再審無罪判決に際し、袴田巖氏が真の自由を享受するため、検察官は直ちに上訴権を放棄すること、再審法制の抜本的改正の速やかな実現を求める議長声明
- 日本政府は、Hibakusha (被爆者) の願い「核・戦争なき世界」の実現に向けて直ちに行動せよ! (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



「あゝ、弁護士転職の時代」(東京・霞ヶ関)

えん罪・袴田事件 再審無罪判決がついに確定

東京 戸舘 圭之



一 袴田巖さんに無罪判決！

二〇二四年九月二六日、元プロボクサーで死刑確定者の袴田巖さんが無実を訴えて再審を求めている「袴田事件」で、静岡地方裁判所は、再審無罪判決を言い渡した。死刑確定者に対する再審無罪判決は戦後五例目である。

二 再審開始までの長い長い道のり

袴田事件は、一九六六年六月三〇日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で、一家四名が殺害された強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖

さんが無実であることを訴えて再審、無罪判決を求めている事件である。
袴田さんは、一九八〇年に死刑判決が確定して以来、再審請求を行ってきたが、二〇一四年三月二七日、静岡地裁は、再審開始を認めると同時に袴田さんの即日釈放を命じた。

三 再審公判から無罪判決へ

ところが、検察官が同決定に対して即時抗告をした結果、二〇一八年六月二日、東京高裁は、検察官の即時抗告を認容し再審開始決定を取消し、再審請求を棄却する決定を下したが、二〇二〇年二月二二日、最高裁は、原決定を取り消して、本件審理を東京高裁に差し戻す決定をし、二〇二三年三月二三日、東京高裁は、静岡地裁再審開始決定の判断を是認、検察官の即時抗告を棄却し、検察官が特別抗告を断念したため再審開始

静岡地裁において二〇二三年一〇月二七日以降、一五回に及ぶ公判審理が行われた結果、裁判所は、事件発生から五八年を経て初めて無罪判決を言い渡したのである。
静岡地裁無罪判決は、捜査段階で作成された自白調書が非人道的な取調べによって作成されたたねつ造証拠であるとして証拠排除し、さらには有罪判決の決定的証拠とされた五点の衣類と端切れは捜査機関によるねつ造証拠であると断じ証拠から排除し、その余の証拠からは袴田さんの犯人性を推認することはできないとして「疑わしいときは

被告人の利益に」の鉄則に照らし無罪の結論を導いた。

この無罪判決によって明らかにされたのは、袴田さんに対する予断と偏見をもった捜査機関による違法捜査のオンパレードであり、これらは憲法上保障されているはずの被疑被害者被告人の権利を著しく侵害するものであり許し難い蛮行といっほかない。

四 事件から五八年、ようやく無罪判決確定

検察官は、再審開始決定時点で明らかにされたこれらの過ちについて一切反省することなく再審公判では有罪立証、死刑求刑を平然と行い、さらには今回の無罪判決に対しても控訴の可能性を示唆していたことから、無罪判決に対して控訴をさせないための広範な運動が展開された。無辜の救済という再審制度の基本理念に立ち返れば、本来、再審開始決定に対して検察官が上訴すること自体が重大な矛盾をはらんでおり、ましてや、再審無罪判決に対して検察官が控訴をするなど言語道断である。

当部会からも「えん罪・袴田事件再審無罪判決に際し、袴田巖氏が真の自由を享受するため、検

察官は直ちに上訴権を放棄すること、再審法制の抜本的改正の速やかな実現を求める議長声明」が一月三日に発出された(二八頁参照)。私が開設したネット署名は最終的に五万二〇〇〇人を超える賛同者が集まった。

控訴期限一〇月一〇日を目前にした一〇月八日、最高検察庁は無罪判決に対して控訴を断念すると公表し、翌九日、上訴権を放棄し、無罪判決は確定した。

最高検察庁は、検事総長談話という形で控訴断念に至った検察庁の意見を公表したが、無罪判決で指摘された違法捜査に対する反省などは一切なく、無罪判決が『五点の衣類』を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」などと依然として袴田さんを犯人視する姿勢を改める気配は一切見られない。このような検察庁の姿勢は大いに批判されなければならない。

五 無罪判決確定とこれから

一九六六年の事件発生から五八年が経過した。袴田さんは、現在、八八歳であり、姉のひで子さんは九一歳である。今後は刑事補償請求、無罪費用補償請求などを行っていくことになるが国賠訴訟についても検討する必要があると考えている。

私の個人的な感慨を述べれば、私は死刑判決が確定した一九八〇年に生まれ一九九九年に静岡大法学に入学し小川秀世会員(現主任弁護士)の講義を受けたことをきっかけに法曹の道を目指そうと思った。司法試験に合格し青法協のプレ研修のころから各所で袴田事件の支援を呼びかけたり、青法協六〇期修習生部会では一月集会の分科会で袴田事件を取り上げるなど「袴田事件」に憑りつかれていたといっても過言ではない修習生だった。

「冤罪は最大の人権侵害」とも言われるが、人権擁護を掲げる青法協の会員諸氏が学生時代から「袴田事件」のことを声高に叫び続けていた私を快く受け入れてくれて、理解を示し、様々な場面で協力、応援していただいたことに対して心より御礼申し上げます。

家事労働者過労死事件で逆転勝訴

国・渋谷労基署長(山本サービス)事件判決報告

東京 指宿 昭一

家事労働者の過労死について労災認定をしなかった処分の取り消しを求める訴訟で、一審敗訴判決を覆し、控訴審で勝訴したので、報告する。代理人は、私と明石順平弁護士である。

労基法二二六条二項は、「家事使用人(家事労働者)には労基法が適用されないと規定されており、その結果、労災保険法も適用されない。しかし、原告である被災者の夫は、「妻を労働者として認めない判断には納得できない」として提訴に踏み切った。一審では敗訴したが、この不当判決が大きく報道されたことにより、労基法二二六条二項の不当性について議論が起こり、今、厚生労働省の労働基準関係法制研究会で改正の議論が進んでいる。原告の勇気とそれを支えた支援者による闘いが労働法改正の動きを引き出したのである。

一 事件の概要

本件は、Aの夫である一審原告が、平成三〇(二〇一八)年一月一六日付渋谷労働基準監督署長による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分の取り消しを求めた事案である。

Aは、平成二五(二〇二三)年八月二〇日、家政婦紹介所である訴外株式会社山本サービス(以下「山本サービス」という)に訪問介護ヘルパー及び家政婦の両方で登録を行い、平成二七(二〇二五)年五月一九日までは家政婦としてのみ稼働した。

なお、Aは、介護については山本サービスに雇用されて行い、家事については個人家庭に雇用されて行っているという形式が取られていた。

同年五月二〇日〜二六日までの六日間、Aは、B(高齢の女性)宅にて、家政婦及び訪問介護ヘルパーとして、ほぼ二四時間休みなしの業務に従事した。

同月二七日、Aは、府中駅前の「低温サウナ」施設内で倒れているところを救急搬送されたが、翌二八日午前〇時四三分に、「急性心筋梗塞」(以下「本件疾病」という)で死亡した。

原処分の不支給決定の理由は、Aが労基法二二六条二項の「家事使用人」に該当し、同法の適用除外となるため、労災保険法も適用されないというものであった。

二 一審判決(東京地裁令四・七・四・労働判例二二八五号五九頁)

労働判例二二八五号五九頁

一審判決は、結論としてこの原処分の不支給決定を支持し、請求を棄却した。

一審判決は、実労働とされた午前五時から午後二時までの約一九時間中、山本サービスに雇用されて行っていた介護労働(これも、家事労働である)約四時間半だけを労災認定の対象とし、それ以外の一五時間半の家事労働は「家事使用人」としての労働であり、これには労基法・労災保険



法が適用されないから、労災認定はできないという判断をした。行政解釈により、個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は家事使用人に当たらないとされている(昭六三・三・一四基発一五〇号、平二・三・三三基発一六八号)。本件の場合、介護労働の部分は山本サービスに雇用されている労働であるので労災認定の対象になるが、

それ以外の家事労働の部分は個人家庭に雇用されて行っていたものであるから労災認定の対象にならないと判断したのである。これは、本件の契約の実態及び労働実態に目を向けない、極めて形式的

な判断である。

一審判決は、山本サービスによるAに対する指揮命令ないし労働契約関係を推認させる証拠が多数あるにもかかわらず、その検討を避け、家事部分については、山本サービスに紹介された個人家庭との契約と認定した、Aに対する賃金は家事・介護の区分なく一括して山本サービスから支払われ、うち二四%が紹介料として引かれていた。

また、一審判決は、家事と介護は明確に分けられない部分が多いにもかかわらず「家事一般」か「介護労働」かについても詳細な検討をしていない点も問題である。

山本サービスが、Aの家事労働について、形式上、個人家庭と契約を結ばせたのは労基法逃れの「脱法スキーム」であるのに、そのような問題に踏み込まず、労働実態にも目を向けない不当判決であった。

三 控訴審判決(東京高裁・令和六年九月一九日)

控訴審判決は、下記の事実から、Aと山本サービスとの間で、介護部分も家事部分も含めて雇用契約が成立していたと認定し、Aが「家事使用人」に該当しないと判断した。

ア 山本サービスがAを求人申込者とする求人票兼労働条件通知書を作成した。

イ 通知書には休憩時間(〇時～五時)の記載はあるが勤務時間の記載は無く、一万六〇〇〇円の日給は介護・家事双方に対するものであった。

ウ 家事業務の賃金は家事業務時間×時給として介護業務と独立して計算されていたわけではなく、日給から介護業務の賃金を引いて計算されていた。

エ 介護業務のサービス実施記録は、実態を反映しておらず、計画通り実施されていなかった。

オ 山本サービスはAが実際に介護業務を行った時間を把握していなかった。

カ 介護業務としてのBの食事の準備と、家事業務としてのBの息子の食事の準備が区別されていない等、介護業務と家事業務が時間的にも質的にも毅然と区別することは困難である。

キ 山本サービスの業務指示書には、介護計画記載の介護業務に従事する時間以外の時間帯に従事すべき業務や、Bの息子の食事の準備等、明らかに介護業務ではなく家事業務に含まれる業務が記載されていたので、山本サービスが家事業務についても指示をしていたといえる。

なお、控訴審判決は、業務起因性の判断にも踏み込んで、これを肯定しているが、紙幅の関係上、省略する。

上官によるパワハラ自死の責任を認める 控訴審判決

—陸上自衛隊相浦駐屯地パワハラ自死事件—

熊本 板井 俊介

1 緊張の中の逆転勝訴

二〇二四年一〇月二日、張りつめた緊張の中、福岡高等裁判所第二民事部（新谷晋司裁判長）は、「原判決中、被控訴人国に関する部分を、次のとおり、変更する」と述べ、陸上自衛隊の上官によるパワハラコメントにより、自死に至った隊員の遺族に対する賠償責任を認めた。

私としても、結論が全く読めない中での逆転勝訴判決であり、近時の判決の中で最も良い判決となったので、報告させて頂く。

2 自衛隊相浦駐屯地（第五陸曹教育隊）でのパワハラ自死事件

この事件は、陸上自衛隊西部方面隊に所属していた「陸士長」であった当時三歳の男性自衛官が、（陸士長の次の位である）陸曹に昇進するにあたって必ず履修しなければならないとされる第五陸曹教育隊（当時、長崎県佐世保の相浦駐屯地内に存在したが、現在は、福岡県久留米市に存する）に二〇一五年一〇月に入学した直後、上司である教官らから、いじめに値する執拗な嫌がらせ的な指導を受け、さらに「生きていても意味がない」、「お前のような奴を見ていると殺したくなる」

という言葉を用いられた結果、パワハラを受けてから二日目に学生宿舎のトイレにおいて自死した事案である。

事件発覚後の二〇一七年四月、上司である教官ら二名は、被害者に対して不適切な指導をしたとして、それぞれ停職一〇、同六日の懲戒処分が下され、また、二〇一八年八月二三日付けで、被害者の自死は公務災害であると認定された。

3 一審・熊本地裁判決・

二〇二二（令和四）年一月一九日

一審・熊本地裁判決は、同僚自衛官らの証言を踏まえ、上官らが被害者に対し「お前のような奴は殺してやりたい」というような発言をしたことをはじめ、安全配慮義務違反に該当する違法な指導があったことを認めた。

これは、公務員である裁判官が、同じく公務員である上官が意図的に「虚偽」を述べたこと、上官において、その事実をあえて隠そうとしたことを明らかにしたものである。

この事実認定によれば、本来、一審において被害者の死亡に対する責任が認められて然るべきであった。しかし、一審は、上官らから指導を受けた期間がわずか二日であったことや、安全配慮義務違反に該当する違法な指導を受けたのは一日の

うち約三時間弱)であったことなどを踏まえ、被害者が「急速に精神的不調をきたして適応障害を発症し、自殺に至ることまでを(被告らが)予見することは困難であった」などとして安全配慮義務違反と自死との間の相当因果関係を否定し、慰謝料合計二〇万円のみ認容した。

このため、控訴審では、一審で認められた事実関係を踏まえ、安全配慮義務違反と自死との相当因果関係を否定した一審判決が是正されるべきであるなどとして、争うこととなった。

4 控訴審におけるたたかいと

判決の概要

— 心理的負荷が強度であれば適応障害等の発病及び自死についての相当因果関係を肯定 —

本訴訟において、被告国や上官らは、パワハラの実態の存否や、仮にあったとしてもその心理的負荷は強度でなかったなどと争うとともに、ICD-10の「F43・2 適応障害」の欄に「患者は劇的な行動や突発的な暴力を起こしてしまいうだと感じるが、そうなることはめつたにない」との記載があることを殊更に強調して、適応障害で自死することは稀であつて相当因果関係が認められないなどと主張し、公務災害段階での精神科専門医二名に加えて、さらに精神科専門医二名

を動員した。

これに対して、当方も、控訴審から弁護団に加わつた古川拓弁護士(京都)とともに、これまでの判例法理を踏まえた法律構成や病像論に関する医証などの補充に加え、三名の精神科専門医に依頼して医師意見書を提出した。各医師の意見書はいずれも、統計資料や海外文献、最新の医学的知見などを援用した極めて説得的なものであつた。

二〇二四年一〇月二日の控訴審判決は、まず事実関係について、一審判決の認定を全面的には



記者会見で判決を報告(左:古川・右:板井)

認・維持した。その上で、「心理的負荷による精神障害の労災認定基準や精神疾患等の公務災害の認定基準は、特定の精神疾患(ICD-10のF0からF4に分類されるもの)を発症後に症状が継続していた場合、当該精神疾患の病態として自死念慮が出現する蓋然性が高いと医学経歴則上認められることを前提に、公務により当該精神疾患(ICD-10のF2からF4に分類される精神疾患を想定)を発症し、その後症状が継続していた場合には、特段の事情が認められない限り、公務による精神疾患が正常な認識、行為選択能力を著しく阻害するなどして自死に至つたものとして、公務と自死との相当因果関係を推認する旨定めていくところ、適応障害もその精神疾患に含まれる」として「いと判示した。そして「複数の医師が、(中略)、いずれも本件学生の受けた心理的負荷が強度である」と述べていることを踏まえ、「本件学生が、上官らの違法な指導によつて適応障害あるいは重症うつ病エピソードを発病し、それらの精神疾患が原因となつて自死に至つたことは、想定される範囲内の予見可能な経過と評価できるから、上官らの違法な指導と本件学生の自死という結果の間には、相当因果関係があると認められる」と判示して、被害者の死亡に至るまでの国の責任を認めた。

要するに、長時間労働などによる疲労等の蓄積

が無くても、あるいは違法なパワハラを受けた期間がきわめて短期・短時間であっても心理的負荷が強度だと認められ得ること、これにより適応障害等の対象疾病を発病したと認められるのであれば、自死に至ることも「想定される範囲内の予見可能な経過」として相当因果関係が肯定され、国が死亡の結果まで責任を負う、ということを確認したのである。これまでに積み上げられてきた業務に起因する精神障害についての病像論や、心理的負荷と予見可能性の対象に関する電通事件以来の判例理論に沿った明確な論理が示されたものというべきである。

また、控訴審判決は、被害者の心理的要因による過失相殺について全く認めなかった。心理的要因については国が執拗に主張し、一審判決がその不当な結論を導く上で言及したものであったが、控訴審判決がこれを一蹴したことは、電通事件・東芝過労うつ事件の各最高裁判決以来の流れに沿った正しい判断であった。

この判決は、(超)短期間のパワハラによって精神障害を発病したケース、あるいはこれにより自死に至ったケースについて、自衛官のみならず公務員全般、さらには民間労働者のケースにも応用することのできる重要な先例となるものであると言える。

5 若い命が散ることのない世界を示してほしい

—被害者ご両親の願い—

熊本には、戦前は第六師団があり、日中戦争に派兵された。戦後の自衛隊では、陸上自衛隊西部方面総監隊があり、第八師団の駐屯地が存在する。

一般に、自衛隊内部のいじめ・パワハラ等による自死事案については、①自死に至った原因が、事件発覚直後にゆがめられ、あるいは、隠蔽されてしまっており、いわゆる「証拠」がないことが殆どであること、また、②仮に、自死された方が「遺書」を遺されていたとしても、ご遺族が自衛隊相手に訴訟をすることを控えてしまうことが多いことが特に顕著だという傾向がある。

しかし、本件においては、自衛隊内のアンケータが存在し、遺書も存在し、さらに、「元学生らの証言が存在しており、極めて稀なケースであった。自衛隊をめぐっては、種々のパワハラ等事件により、防衛省、自衛隊のモラルが問われているが、これまで自衛隊内部におけるパワハラ等に対する司法判断がなされた事例は決して多くない。しかし、自衛隊内における人権侵害を是正することが、自衛隊を組織として正しく機能させることに

つながると考え、被害者のご両親らは本訴訟をたたかうことを決意された。

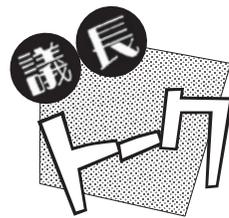
弁護団とともに在廷して判決言渡しを受けた被害者のご両親は、主文を聞いて涙を流した。そして、「若い命が散ることのない世界を示してほしい」と訴えた。自衛隊は、今後、パワハラについて抜本的な改革が要求されるが、このことについては我々もまた、さらに国民世論を盛り上げるべきと思う。

6 最後に

本訴訟は、古川拓弁護士のほか、久保田紗和、高島周平、石黒大貴各弁護士(熊本支部)も共に弁護団としてたつた。

被害者の死亡から九年、控訴から控訴審判決まで一年半以上を費やし、控訴審だけでも九回の弁論期日を重ねたこと、控訴審の受命裁判官から一旦「一審の結論を維持する方針である」との心証開示を受けてから押し返した事など、被害者の両親らにとつてはもちろん、弁護団にとつても苦しいたたかいであった。

弁護団を代表して私から報告する次第である。



『虎に翼』を見終えて

二〇二四年四月から九月にかけて放送された、NHKの朝の連続テレビ小説、「虎に翼」。私は洋の東西を問わず、映画とかドラマとかの映像作品はたくさん観るほうなので、三淵嘉子さんという日本初の女性弁護士、そして裁判官という経歴の方をモデルとしたドラマというと、それだけで注目していました。見終えてみて、「これほど見応えのあるドラマがあったであろうか?」と思えるほど感銘を受けました。

常々、このドラマについて語りたと思っていたのですが、その機会もないので、この「議長トーク」の場所を職権濫用して、放送を

全部見終えての感想を述べたいと思います。

主人公の寅子は、最後に、「法とは船のよななもの」と言いました。人生と社会の荒波に立ち向かうのに必要。壊れれば直し、軌道修正をしていくもの。また、家庭裁判所の創設時、「法はなんのためにあるのか、それは人が幸せになるためにある」という言葉もありました。これらには、法を職能とする弁護士の一人として、共感を覚えます。

日本国憲法第三十二条と第一四九条は、このことを率直に表明していると思うのです。私たちが実現を目指すべき価値はここに表明されていて、私たち青法協はそのことを目指す法律家団体です。

そして、ドラマで描かれた戦後から一九七〇年代くらいまでの時期はもちろん、現在も、その理想を実現するにはほど遠い現実もたくさん存在する。このドラマのテーマはこの憲法二三条と一四九条の崇高さと、そこに立ちほだかる現実、そして現実を変える努力の大切さを、実に率直に描きだしたことにあと思うのです。

ドラマの感想などをSNSで見ていると、『このドラマの限界として、おかしな現実をた

だすために、みなが力を合わせて運動していくところには描かれていない。』という弱点を指摘する見解もあります。しかしそれは違うと思います。女性に対する差別的言辭に対し女性法律家が集まって署名を集めるシーンがありました。また、告発することの必要性は何度も指摘され、それが現実を変える力になることは何度も描かれました。

ドラマでも、尊属殺重罰規定が合憲とされた最高裁判決と、それが変更されて違憲判決がくだされるくだりも描かれました。社会は、発展するのです。時間はかかるかもしれませんが、社会を変える努力はいつか実を結ぶ。まさに寅子が、「私のような女はゴマンといる」、そして、「今は変わらなくとも、いつか何かを変えるかもしれない」のです。

常に目の前の理不尽を変えたいと挑戦し続ける私たちを励ます言葉ではありませんか。つらいことがあったら、この言葉を思い出すように、このドラマを見返したいなあ、と思つてしまいました。

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人)

長崎「被爆体験者」訴訟 原告を分断する判決

広島 足立 修一

■原告らを分断する不当な判断

二〇二四年九月九日、長崎地裁(裁判長松永晋介)は、被爆体験者訴訟において、原告二五名の請求を認容し、被爆者健康手帳(以下、手帳)の交付を義務付けた。しかし、その余の二九名につき被爆者と認めず、原告らを分断する不当な判断をした。

■長崎の「被爆体験者」とは

長崎では、被爆地域は長崎市が南北に長く、爆心地から南方向は約二キロメートルまで指定されたが、爆心地から東西方向、北方向は約五キロメートルまでとされた。そのため爆心地から半径二キロメートル内でも、被爆者とされない者が生まれ、その地域を被爆地域として認めるべきとする取り組みが行政も一緒になって行われてきた。その結果、一九七四年、被爆地域の周辺に、第一種健康診断受診者証交付地域が設定され、一九七六年にも少しその範囲は拡大された。この受診者証の交付を受けた者は、健康診断を受けられ、一定の疾病があれば被爆者健康手帳に切り替えられることになった。その後、二〇〇二年、爆心地から半径二キロメートルの範囲で、被爆地域でも第一種健康診断受診者証の地域でもない者に第二種健康診断受診者証が交付される制度が創設さ

れた。この受診者証の交付を受けた者は、健康診断を受けられるが、被爆者健康手帳への切り替えはできないとされ、被爆体験による精神的要因による健康影響が認められた場合は、予算措置で医療費の支給が受けられるようになった。この第二種健康診断受診者証が交付された者を「被爆体験者」という。

■「被爆体験者」の裁判での闘い

二〇〇七年、今回の訴訟に先行して、「被爆体験者」が被爆地域の拡大を求める訴訟を提起した。第二種健康診断受診者証の交付対象地域にいた事実をもって、法一条三号の被爆者と認めるべきこと(被爆地域の拡大)を求め、健康状態が悪かったことなどを主張した。最高裁まで争ったが、二〇一九年までに敗訴で終わった。

今回の訴訟は先行訴訟とは異なり、勝訴が確定した広島市の第一次「黒い雨」被爆者訴訟(二〇一五年二月提訴)と同様の訴訟として提訴した。すなわち、放射線降下物に曝露したことで「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあり、被爆者(法一条三号)に該当するので、被爆者と認めるべきことを求め、予備的に、少なくとも第一種健康診断受診者証の交付を求め、原告四四名で提訴した。

■ 判決の概要

判決は、勝訴した原告一五名がいた東長崎地区(旧矢上村、旧古賀村、旧戸石村)には、「黒い雨」が降ったと認定し、広島県の「黒い雨」地域と同様の状況にあったとし、二〇二二年四月以降の広島県の「黒い雨」被爆者を認定する運用(爆心地から三〇～四〇キロまで、「黒い雨」に曝露し、一定の疾病のあるものに手帳を交付)と同様にすべきと判断した。

他方で、判決は、長崎市上空五〇〇メートルで原爆が炸裂し、熱線、爆風、放射線が放出され、また、核分裂生成物や燃え残りの放射性物質、中性子により放射化されたものが放射性微粒子となつて浮遊し、きのこ雲や火災による上昇気流により広範囲に散乱することになった本件で大前提となるべき事実を正しく認定・評価しなかった。また、「雨」には放射性物質が含まれるが、「灰」には含まれないとする極めて奇妙な判断を示した。これは極めて不当な判断である。

■ 被爆者援護法一条三号の意義について

判決は、法一条三号の意義について、「原爆の放射線による健康被害の可能性がある事情の下にあった者」をいうとした。しかし、「証明を要する事実が存在する高度の蓋然性を証明すること」「そ

の判断においては、合理的根拠のみならず一定の科学的根拠を踏まえる必要がある」とした。広島高裁が「可能性がある」という趣旨は「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」で足りるとした点は否定した。

しかし、法一条三号の「受けるような」との文言は、「受けた」と認定できない場合を含蓄すること判決は無視した。

■ 米軍の調査結果は信用できないのか

他方で、原告らが「放射線による健康被害の可能性がある事情」として立証した、一九四五年九月～一〇月に実施された米軍のマンハッタン調査団の調査結果について、バックグラウンド値を差し引き後、ゼロ以上の値が出ていることを信用できないとし、「放射線による健康被害の可能性がある事情」とは認められないとした。

しかし、この調査は、被爆後約四〇日後から二週間あまりの間に実施されたものであり、原爆による放射能が残留していることが期待される時期であったこと、原爆が炸裂後、放射線が放出され、また、核分裂生成物や燃え残りの放射性物質、中性子により放射化されたものが放射性微粒子となつて浮遊し落下した線量値が出ている事実を無視するものであった。

■ 東長崎地区以外の原告らについて

また、東長崎地区以外の原告らが原爆炸裂後に灰などが降ったとする証言について、判決は、灰には放射性物質が含まれていなかったと判断した。

しかし、灰や燃えかけの紙などが多数降ってきた事実は、放射性降下物・放射性微粒子が原告らのところに飛来していること、これらを体内に取り込み、内部被曝した可能性も否定できないところ、判決はこれらの点を無視した。

■ 判決後、政治決着はできなかった

二〇二四年九月二日、岸田首相は、「被爆体験者」を対象に、医療費助成を拡大し、被爆者同等の助成を行う事業を創設するとししたが、原告一五名が勝訴した部分についても、長崎県・長崎市に控訴する意向を伝え、控訴された。

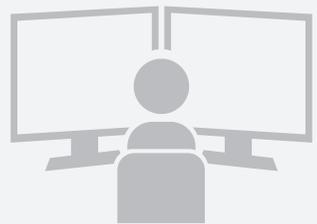
原告らは、勝訴した原告につき、長崎県・長崎市が控訴するのは裏切りと指摘し、国の医療費助成の拡大したことに対し、あくまで、被爆者健康手帳の交付を求め、控訴して全員が被爆者と認められるまで闘うと訴えている。

被爆を受けた結果、苦しみながら人生を過ごしてきた「被爆体験者」の思いを社会全体で受け止めるべきである。原告らに寄り添い、闘いを続けたい。皆様のご支援とご注目をお願いしたい。

大垣警察市民監視違憲訴訟

— 名古屋高裁勝訴判決のご報告

岐阜
小林 明人



1 抹消請求を認める画期的な判決

二〇二四年九月二三日、名古屋高等裁判所（民事第二部）は、大垣警察市民監視違憲訴訟について判決を言い渡しました。それは、警察による個人情報収集・保有についても違法性を認め、原告一人について二〇万円（請求額全額です）を認めるとともに、岐阜県に対して、民間業者作成の「議事録」に記載されている原告の個人情報の抹消請求を認めるものでした。公安警察による個人情報の収集・保有を違法とし、抹消請求を認めるのは初めての判断ではないかとみられ、まさに画期的な判決です。

一審岐阜地裁は、警察による民間業者への個人情報の提供の違法性のみを認め、原告一人について五五万円の損害賠償を認めるに留まりました。

それとは比べものにならないほどの大きな前進、飛躍を獲得することができました。

2 公安警察の情報収集活動を 憲法違反と判断

高裁判決のポイントは、これまで公安警察が行ってきた活動が、憲法に照らして許されないと判断したことにあります。すなわち、公安警察は、「公共の安全と秩序の維持」を名目に、犯罪の発生の恐れなどとは無関係に、市民運動、住民運動などに取り組み特定の市民をターゲットに、長期間にわたって、継続的に、本人の了解を得ることなく秘密裡に、個人の情報を集め、管理し、時に自分たちの都合の良いように利用してきました。これが、憲法に照らして許されないと判断されたのです。判決は言います。一審被告原は、昨今の

「大衆運動」は「大衆団体」による組織的運動のほか、SNSによる呼びかけに呼応して、短時間で主催者等の予想をはるかに超える参加者が集まり、大規模かつ無秩序な「大衆運動」が展開される危険性を秘めているなどと主張した上、本件風力発電事業への反対も、反対運動の拡大へと発展したりするおそれがあったから、大垣警察が行った本件における情報収集活動にも、その必要性は認められるなどと主張する。「しかし、このような主張によれば、昨今の市民（大衆）運動は、すべてこれに当てはまることになりかねないのであって、結局は、市民運動全てを危険視して、その情報を収集し、これを監視する必要があるということになってしまう」。「市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法（二二条一



項)による集会・結社・表現の自由等の保障に反することは明らか」である。

これに対し、「情報は集めてみなければ分からない」と反論する警察関係者がいます。しかし、判決が言っているのは、危険性などの兆候が全くない段階で、警察の恣意的な判断によって、市民運動に携わる特定の個人をターゲットに情報を収

集することが憲法に反するということなのです。警察の市民運動の危険視というその恣意的な発想自体が問題なのです。

3 情報収集等の目的が違法と断罪

さらに判決は、大垣警察と民間業者による情報交換のいきさつや情報交換の内容を詳細に事実認定した上で、大垣警察ないし岐阜県警の警察官らは、原告らの自然保護運動や希少動物保護運動等の活動を妨害し、その相手方当事者を援助する目的で、相当以前から原告らに関する個人情報収集していたのであり、民間業者による本件事業の推進を援助し、これに反対し、又は反対する可能性のある原告らの活動を妨害する目的で、原告らに関する個人情報を民間業者へ提供を続けていたのであるから、その目的において、これらは違法であり、少なくとも明らかに社会的相当性を欠いたものであつて、警察官の情報収集活動等に裁量権があるとしても、裁量権を逸脱するものであり、少なくともこれを濫用するものであるといわざるを得ないと断罪しました。

違法な目的で行っていたのですから、その必要性について論ずるまでもなく、大垣警察ないし岐阜県警の警察官の行為は違法であり、損害賠償義務を負うとともに、収集し、保有する個人情報を抹消しなければならない。これが判決の示した帰

結です。

4 この判決をいかに生かすべきか

判決後、県は上告断念を発表し、勝訴判決は確定しました。原告らに送付された通知書には、「情報は抹消しました」との記載があり、同様の新聞報道もなされました。しかし、「抹消した」という情報はいったいどこにどのように保管されていたのか、どうやって収集され、どのように利用されてきたのか。他にどのような情報が保有されているのか(あるとすれば、それは現在も違法な情報保有が続いていることを示唆します)。これらの疑問が解消されないと、警察による監視の被害を受けた原告らへの真の救済も果たされないうままです。

今後県には何らかの働きかけを行い、疑問に対する説明を求めていくつもりです。しかし、県議会である議員が同様の問題意識から行った質問に対し、県警はまともに回答しませんでした。説明を求めたとて、誠実な対応を期待できる状況ではありません。判決は、警備公安警察がフリーハンドで市民の情報を収集している現状に強く警鐘を鳴らしました。この判決の意義を世に広め、警備公安警察による市民監視の実態を暴き、これに対する法規制を実現する活動が必要です。引き続き努力を続けますので、どうぞご支援ください。

アジア太平洋法律家連盟 (COLAP) 日本大会の成果とこれから

東京 笹本 潤



二〇二四年八月二九〜三二日にCOLAPの日本大会が東京で開かれた。アジアの一〇カ国の民
主的弁護士約一〇〇人が集まり、活発な討議が行
われた。

平和、人権、環境、移民問題など七つの分科会
がもたれたが、そのうちの特徴的な内容を紹介す
る。

■分科会

アジアの平和の問題では、日本からは沖縄の米
軍基地のレポートと敵基地攻撃能力保有の問題が
報告され、韓国からはユン政権下の米軍との軍事
演習などによる危機的状況、フィリピンからは米
軍との演習や南シナ海問題で平和の危機にあるこ
と、ベトナムからは南シナ海問題での平和的解決
の必要性などが報告された。

人権問題では、アフガニスタンにおいて女性の
人権が大幅に制約され、ジェンダー・アパルトヘ
イトとさえ呼ばれていることが、清末愛砂青法協
議長から報告された。フィリピンではマイノリテ
イの人権を守ろうとする動きに対する政府の干渉
や、離婚法の改正なども目指されていること、バ
ングラデシュにおいては宗教の名の下にマイノリ
ティが抑圧され、政府に反する人が行方不明にな

ったり殺害されたりし、インド、パキスタン、ス
リランカでも同様の動きがあると報告された。ま
た、弁護士や司法の独立に対する政府の攻撃も報
告された。フィリピンでは、現在のマルコス政権
になっても、反テロ法などによる市民や弁護士に
対する攻撃はやまず、トルコでは、二〇一三年以
来テロ支援罪などにより三〇人以上の弁護士が刑
事裁判にかけられ、いまだに拘束されているとの
報告があった。マレーシアでも弁護士とクライア
ントの会話が政府によって浸食されている実態、
パキスタンでは、司法の独立が干渉を受け、それ
に対する対策プログラムが、インドでは逆に最高
裁が市民を守る砦の役割を果たしていることが報
告された。

環境問題では、気候変動の問題を取り上げた国
が多かった。ベトナムではメコンデルタが消滅す
る可能性、海洋や土壌の汚染に取り組んでいる弁
護士の活動も紹介された。ネパールでは全世界の
人に影響を与えている気候変動の問題を、資本主
義システムの問題ととらえるべきと報告された。
日本でも火力発電に対する訴訟が起こされている
が、環境権の主張が裁判所によって退けられてい
ることが紹介された。韓国で起こされた温室効果
ガスの削減目標が低いことに対して訴えた気候変
動訴訟で、ちょうどCOLAP大会で報告をした

日に、韓国裁判所が憲法違反であるとの判決を勝ち取ったことも報告された。日本の福島原発の汚染問題では、いまだに避難者の帰還ができず復興のめどが立っていない現状と裁判では最高裁が国の責任を否定したが、それに対する闘いも続いていることが紹介された。原告の避難者の方と北マリアナ諸島の汚染水の排出問題で被害を受けている方による特別な証言もなされた。

弾圧立法との闘いでは、フィリピンの反テロ法との闘い、韓国の国家保安法との闘い、インドにおける反国家法、反テロ法などによる活動家への弾圧が強まっている、バングラデシュではサイバー犯罪法により、反政府活動家が弾圧されているとの報告がなされた。

労働者の権利については、フィリピンやインドネシアでは終身雇用と労働組合の権利が侵害され、先住民の権利も侵害されているとの報告があった。日本では、技能実習生への人権侵害と、日本企業の海外の労働問題についてビジネスと人権の視点で取り組む必要性が報告された。

移民・難民の問題では、韓国からは移住労働者には国内労働者と同じ権利が保障されておらず、裁判所も政府と使用者側に立っている現実が報告された。ベトナムからは人身取引の被害について、COLAPの法律家が共同して取り組む必要性が

提起された。バングラデシュからはロヒンギャ難民の早期帰還を国連機関に訴える必要性が強調された。ネパールでは海外労働者の権利が保障されていないこと、政府やNGOの協力で包括的に取り組まなければいけないことが報告された。

難民問題では、ヨーロッパからは、流入してくる移民に対する態度は様々であるが、東からの移民を押し戻す動きに対する市民の闘いが紹介された。日本からは難民認定率が低いこと、日本への移民が差別されていること、移民への取締の強化や収容施設の問題が指摘された。

■特別企画

平和の問題では特別企画も組まれた。

アジア全体を覆う米軍基地とその帝国主義的な支配については、米国の研究者デイビッド・ヴァインさんの講演がなされた。特に、米国の軍産複合体が軍事的支配の根本原因と指摘され、それをなくすための世界的運動が呼びかけられた。IALDL(国際民主法律家協会)の国際法の講義では、特に平和問題で国連憲章を生かす必要性が強調され、軍事演習や台湾問題への国際法の適用についてIALDLのマージョリー・コーンさんらによる講演が行われた。

日本からの平和の訴えのセッションでは、日本の原水禁運動の現状、九条がなし崩しにされている現状、地球憲章の制定などが報告された。

COLAPは弁護士会と違って、平和問題や政治的課題も扱うため、政治的に配慮しなければならぬ課題もあり、会員すべてが集まるのも難しい。特に北朝鮮は米国・日本政府から制裁を受けており、オンラインの参加もできない。韓国の弁護士は国家保安法により弾圧されかねない。それはアジアの現実であり、それを踏まえてどこまで国際的な活動やネットワークの構築をしていくかがCOLAPの今後のテーマである。

閉会式では、私がCOLAP会長、漆原由香弁護士が事務局に選出された。

最後に青法協の総会などでCOLAP大会の宣伝をさせていただき、また分科会にも青法協会員に日本からのレポートの担当していただいた。執行部の上野格弁護士には運営の面で多くの協力をいただいた。青法協の皆さんに感謝いたします。

特別企画の講演内容及び大会全体の報告は日本国際法律家協会の雑誌「インタージュリスト」に掲載予定である。日本国際法律家協会宛に連絡していただければ購入できます。

新刊・旧刊

木原育子 著

『服罪——無期懲役判決を受けたある男の記録』

東京 宮本 智



三〇余年の服役後、仮釈放の報告に私の事務所に来た無期囚がふたりいた。本書はそのひとりMの話。著者は東京新聞の特別報道部で福祉にかかわる社会課題を中心に活躍している気鋭の女性記者。

記者とMの出会いには刑務所職員の服役囚に対する暴力事件が明るみに出て大きな社会問題になった二〇二二年二月初ころ。その関連イベントに参加していたMに記者が「失礼ですが、もしかすると出所者の方ではないですか」と声掛けしたところ、「失礼ではありません。三十五年間服役していましたが」とストレートな返事が返ってきた。更生に励むMの姿に社会福祉の視点から関心を持った記者はMの自宅近くの昭和の雰囲気を残す喫茶店に一〇〇回近くも通い続け、会えば何時間でもMの話に耳を傾けた。

本書は二部構成で一部は「無期懲役判決を受けたある男の記録」。Mは生まれ育った北の大地で小学生の頃から家業の漁師の手伝いで朝の三時に起きて父親とまだ暗い北の海に出た。そのせいで登校時間に間に合わず欠席が多くなった。貧しいMの家はきょうだいは多かったが家業を担ったのはMひとり。東京に出た兄は焼き殺され、義姉の子どもふたりも火事で焼死するなど不幸が続く。Mは逃げ出すように新天地を求めて東京へ。しかし、大都会でMは救われることなく逆に酷薄非道な事件を起こして地獄に落ちる。

弁護士三年目で私はMの事件を受任することになる。当時、二弁の事務局カウンターにはいつ行っても国選事件の起訴状が並んでいた。最後まで残っているのは決まって重罪事件の起訴状。引き受け手のいないMの起訴状に困っていた男性職員か

ら強くすすめられ勉強のためといった気持ちから受任した。ふたりの女性を殺害し現住建造物に放火するなど新聞にも大きく報道された死刑必至の事件だった。私は凶悪犯罪人によくあるステレオタイプの強面の人物像を頭に描いてMと会ったがそのイメージは完全に打ち砕かれた。私の前にいるのは憂いをおびた暗い表情の私より少し若い細面の青年だった。Mは寡黙そうに見えたが私の質問にはゆつくりと正直によくこたえてくれた。そんなMであるから犯行後素面にもどるやこのまま生きていれないと死に場所を探して食事もせずに富士山の樹海を何日もさ迷い歩いた。山中で手首を切ったものの死にきれず下山したところを保護されたがMの行動を怪しんだ駐在に指紋照会され、捜査が行き詰っていた事件はMの犯行と特定され逮捕に至った。



私もMとの打合せに足
繋く拘留所に通ったが、
記者はMの生まれ育った

役の判決が下った。検察
は控訴せず一審判決は確
定した。

大学病院のふたりの精神科医のほぼ同一の鑑定結
果により死刑の求刑にも拘わらず、Mには無期懲
罰

精神科医はアルコールに対する覚せい剤の影響に
よる複雑醗酵で心神耗弱とした。我が国の代表的
精神科医はアルコールと覚せい剤の併用による意識
障害による限定責任能力とし、私立某大病院の精
神科医はアルコールと覚せい剤の併用による意識

「精神衛生
診断」では普通醗酵で責任能力ありとされた。し
かし、公判での精神鑑定では国立某大病院の精
神科医はアルコールと覚せい剤の併用による意識

判当時、事例的にも文献的にも過度の飲酒後に覚
せい剤を併用したときの心神に及ぼす影響はまだ
未知の領域であった。一般に酒は意識を鈍麻させ、
反対に覚せい剤は中枢神経系を興奮させるから両
者の併用は互いの効果を相殺し合うのではないか
と考えられた。現にMが検察で受けた「精神衛生
診断」では普通醗酵で責任能力ありとされた。し

本書の第一部第三章「事件は起きた」では事件
の内容と公判経緯について詳しい。裁判での唯一
の争点は犯行時のMの責任能力。と言うのは、M
は犯行前に過度の飲酒をし、その直後に覚せい剤
を注射していたためか犯行現場に至った道筋や犯
行状況の記憶が極めて曖昧だったからである。裁
判当時、事例的にも文献的にも過度の飲酒後に覚
せい剤を併用したときの心神に及ぼす影響はまだ
未知の領域であった。一般に酒は意識を鈍麻させ、
反対に覚せい剤は中枢神経系を興奮させるから両
者の併用は互いの効果を相殺し合うのではないか
と考えられた。現にMが検察で受けた「精神衛生
診断」では普通醗酵で責任能力ありとされた。し

北の大地にまで足を運び父子が漁に出た海の潮風
を頬に受け、岩に砕け散る波音を聞きMの小学
生の頃から続く逆境に思いを致した。そんな記者
をMは心から信頼し母がアイヌであったため幼な
友達から受けた蔑みを辛い体験として語った。な
お、記者はアイヌ民族を巡る差別問題の記事によ
り昨年「メデア・アンビシヤス大賞」を受賞して
いる。

Mのような無期囚の二〇二二年の平均在所期間
は四十五年、仮釈放者は僅か六人である。記者は
無期囚の仮釈放者としては稀なMから来歴を丹念
に聞き取り北の大地の厳しい自然の中で幼いとき

Mは仮釈放まで拘留所生活を含めると三十七年
間もの長きにわたり世間という社会から隔絶され
た狭いコンクリートの方形を生活空間とした。刑
務所内には「懲役格差」が存在し、有期囚から無
期囚は下の人間として扱われ「あく怖い、怖い」な
どと揶揄されるなどの「懲役いじめ」を受ける。そ
れでも、辛い刑務所生活の中にあっても時にはチ
ームの力を合わせて刑務作業の全国大会で優勝し
て賞品の大福餅を皆んで食べる喜びもある。

Mは仮釈放まで拘留所生活を含めると三十七年
間もの長きにわたり世間という社会から隔絶され
た狭いコンクリートの方形を生活空間とした。刑
務所内には「懲役格差」が存在し、有期囚から無
期囚は下の人間として扱われ「あく怖い、怖い」な
どと揶揄されるなどの「懲役いじめ」を受ける。そ
れでも、辛い刑務所生活の中にあっても時にはチ
ームの力を合わせて刑務作業の全国大会で優勝し
て賞品の大福餅を皆んで食べる喜びもある。

本書の第二部「犯罪の背景と社会復帰を考え
る」ではアイヌ民族の福祉、被害者の支援、薬物
からの立ち直り、無期懲役と更生の実態、それに
弁護士が知ることの少ない無期囚の服役生活や仮
釈放後の暮らしが紹介されている。

本書の第二部「犯罪の背景と社会復帰を考え
る」ではアイヌ民族の福祉、被害者の支援、薬物
からの立ち直り、無期懲役と更生の実態、それに
弁護士が知ることの少ない無期囚の服役生活や仮
釈放後の暮らしが紹介されている。

本書の第二部「犯罪の背景と社会復帰を考え
る」ではアイヌ民族の福祉、被害者の支援、薬物
からの立ち直り、無期懲役と更生の実態、それに
弁護士が知ることの少ない無期囚の服役生活や仮
釈放後の暮らしが紹介されている。

**改憲問題対策法律家6団体連絡会主催
講演会のご案内**

6団体の会員を対象に、以下の講演会を開催
いたします。今後の取り組みにむけて、ぜひ
ご参加ください。

テーマ 「石破政権の改憲と軍拡政策」
講師 渡辺治教授 (一橋大学名誉教授)
日時: 12月2日 (月)
17時00分~18時30分 講演
18時30分~19時30分 討論
19時40分~ 懇親会
会場: 日本民主法律家協会(定員25名)+ Zoom

『服罪—無期懲役判決を受けたある男の記録』
二〇二四年一月一日発行
著者・木原育子
発行・論創社
定価・一八〇〇円+税
四六版 二四六頁

から家族の生活を支えた日々や都会生活の蹉跎そ
して服罪の三十五年間をMと顧み本書を他に類書
のないノンフィクションストーリーにした。

青年法律家協会弁学会合同部会◎議長声明

えん罪・袴田事件再審無罪判決に際し、袴田巖氏が真の自由を享受するため、 検察官は直ちに上訴権を放棄すること、再審法制の抜本的改正の 速やかな実現を求める議長声明

元プロボクサーで死刑確定者の袴田巖さんが無実を訴えて再審を求めている「袴田事件」で、二〇二四年九月二六日、静岡地方裁判所は、再審無罪判決を言い渡した。死刑確定者に対する再審無罪判決は戦後五例目である。

袴田事件は、一九六六年六月三〇日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で、一家四名が殺害された強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖さんが無実であることを訴えて再審、無罪判決を求めている事件である。

袴田さんは、一九八〇年に死刑判決が確定して以来、再審請求を行ってきたが、二〇一四年三月一七日、静岡地裁は、再審開始を認めると同時に袴田巖さんの即日釈放を命じた。

ところが、検察官が同決定に対して即時抗告をした結果、二〇一八年六月一日、東京高裁は、検察官の即時抗告を認容し再審開始決定を取消し、再審請求を棄却する決定を下したが、二〇二〇年二月三日、

最高裁は、原決定を取り消して、本件審理を東京高裁に差し戻す決定をし、二〇二三年三月三日、東京高裁は、静岡地裁再審開始決定の判断を是認、検察官の即時抗告を棄却し、検察官が特別抗告を断念したため再審開始決定は確定した。

静岡地裁において二〇二三年一月二七日以降、一五回に及ぶ公判審理が行われた結果、裁判所は、事件発生から五八年を経て初めて無罪判決を言い渡したのである。

静岡地裁無罪判決は、捜査段階で作成された自白調書が非人道的な取調べによって作成されたねつ造証拠であるとして証拠排除し、さらには有罪判決の決定的証拠とされた五点の衣類と端切れは捜査機関によるねつ造証拠であると断じ証拠から排除し、その余の証拠からは袴田さんの犯人性を推認することはできないとして「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則に照らし無罪の結論を導いた。

この無罪判決によって明らかにされたのは、袴田さんに対する予断と偏見をもった捜査機関による違法捜

査のオンパレードであり、これらは憲法上保障されているはずの被疑者被告人の権利を著しく侵害するものであり許し難い蛮行というほかない。

しかしながら、検察官は、再審開始決定時点で明らかになったこれらの過ちについて一切反省することなく再審公判では有罪立証、死刑求刑を平然と行い、さらには今回の無罪判決に対しても控訴の可能性を示唆しているとの報道もなされている状況にある。

無辜の救済という再審制度の基本理念に立ち返れば、本来、再審開始決定に対して検察官が上訴すること自体が重大な矛盾をはらんでおり、ましてや、再審無罪判決に対して検察官が控訴をするなど言語道断である。

袴田さんは、現在、八八歳であり、姉のひで子さんは九一歳である。もはや一刻の猶予もない。

当部会は、刑事司法に関しては、憲法上保障された被疑者被告人の権利保障を徹底する立場から一貫して事件活動、立法課題に取り組んできた法律家団体であり、多くの会員が袴田事件はじめその他の再審事

件、冤罪事件の弁護活動に関与している。

当部会は、袴田事件再審無罪判決を受けて、まずもって、検察官に対しては直ちに上訴権を放棄し控訴をすることなく無罪判決を確定させ袴田さんに一日も早い無罪の救済を実現するよう求める。また、同時

に、袴田事件無罪判決によって日本の再審法制が無辜

の救済に十分に機能していないことが明らかにされたことを踏まえて、再審における証拠開示の規定整備、再審開始決定に対する検察官上訴の禁止などを含む再審法制の抜本的改正を速やかに実現するよう求める。

二〇二四年一〇月三日

青年法律家協会弁護士会合同部会
議長 笹山 尚人

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

日本政府は、Hibakusha（被爆者）の願い「核・戦争なき世界」の実現に向けて直ちに行動せよ！

二〇二四年一〇月三日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 海渡 雄一

自由法曹団 団長 岩田研二郎

青年法律家協会弁護士会合同部会

議長 笹山 尚人

日本国際法律家協会 会長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会長 大久保賢一

日本民主法律家協会 理事長 新倉 修

二〇二四年ノーベル平和賞を日本原水爆被害者被爆者団体協議会（被団協）が受賞した。この分野では、二

〇一七年に核兵器禁止国際キャンペーン（ICAN）が受賞して以来の快挙となる。被団協は、一九五六年に結成して以来、一貫して被爆の実相を訴え、核兵器の廃絶を求めて、文字通り世界をめぐって活動してきた。No More Hiroshimal No More Nagasaki No More Hibakushaの標語は、よく知られている。

「旨の勧告的意見を示した際にも、被団協は多くの市民団体と協力して、核兵器の廃絶運動に法的正当性を与える上記勧告的意見を引き出すことに大きな役割を果たした。

それだけではなく、一九九六年七月八日に国際司法裁判所が、国際連合総会による「核兵器による威嚇又はその使用は、なんらかの状況において国際法の下に許されることがあるか」という諮問に対して、「核兵器の使用と威嚇は一般的に国際法に違反する。核軍縮に導かれる交渉を誠実に遂行し、完結させる義務があ

また、二〇一七年七月七日に国連総会が核兵器禁止条約を可決した際にも、被団協が被爆者の声を代表して、被爆の実相を訴え、国際世論を動かしたことを忘れることはできない。同条約の前文には、「Hibakusha（被爆者）が受けた……容認し難い苦しみと留意し」として被爆者への苦しみに寄り添う文言が記載されるとともに、核兵器廃絶実現へ欠かせない力として、被爆者が、国連、国際赤十字・赤新月社などと並んで明記

されている。

私たちは、被団協のノーベル平和賞受賞が、ウクライナ侵攻後のロシアによる核兵器使用の威嚇やガザ侵攻後のイスラエルによる核兵器使用の威嚇に対して警告を発するものであるとともに、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）やイランによる核兵器の開発問題、核保有国が依然として核兵器禁止条約の批准に背を向けている現状を問題視して、核兵器の廃絶に向けて全世界的に取り組むことを求めているものと受け止めている。

このような中において、日本政府は、先制核使用を否定しない米国の核政策に、我が国の安全のための抑止力として依存し、安保三文書により抜本的に強化された我が国の防衛力によりこれをさらに強化する道を進んでいる。

私たちは、唯一の戦争被爆国である日本政府に対し、拡大抑止力依存政策から決別し、核兵器の廃絶を目指して、直ちに核兵器禁止条約を批准し、同条約の締約国会議や国連や軍縮会議などを通じて、「核・戦争なき」世界の実現に向けた積極的な努力を行うよう強く求める。

以上

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2025年

3月14日(金)～15日(土) 山梨

【第56回定時総会】

2025年

6月28日(土)～29日(日) 神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

12月3日(火) 13時～

【修習生委員会】

12月11日(水) 10時半～

改憲問題対策法律家6団体連絡会 からのお知らせ

10月11日、市民に呼びかける法律家のアピールとして「わたしたちの一票で、わたしたちの声でいま、自民党政治を終わらせよう」、主に会員向けに「ストップ!『9条改憲と大軍拡政策』—市民と立憲野党の共闘を各地で力強く進めよう」を発表しました。

詳細は、青法協ホームページをご参照ください。



▼ロマンス詐欺のニュースが報道されるが、ネット上で知り合った異性を信用して投資にお金をつぎ込んでしまう、というのが

典型的パターンのようだ。しかも、報道によると被害額が相当に巨額だ。相手が片言の日本語しかできないというあたりで、まずもって怪しさがにじんでいると思うのだが、さらに投資の話が出てきて、より一層怪しさが倍増するはずであり、詐欺を仕掛ける側からするとハードルがいくつもあるのだ、そうそう成功しないだろうと思っていた。▼ところが、先日、債務整

理事案として受任したケースで借金ができた理由を聞くと、ロマンス詐欺がでてきた。SNSで知り合った日本語片言の海外婦りと称する日本人と知り合い、一度もリアルでは会わないうちに、老後資金を含めた数千万円を投資につき込み、追加保証金が必要とのことで借入まですてしまったというのだ。そのメールでのやり取りをみると、非常にマメであり、短期間のうちに膨大なやり取りをしていた。信頼度と依存度を高めて行き、投資につなげている手口は実に巧妙であった。どんなに巧妙化してもそれを発見して指摘するアプリを開発できないものだろうか。

(高木宏行)